

J-クレジット制度管理者宛

実績確認概要書

平成 27 年 10 月 16 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	シナノポリにおける高効率照明器具への更新による省エネ事業
承認番号	KC1381
排出削減事業者名	株式会社シナノ・グループ
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：一)
事業実施場所	TSUTAYA 若里店 (長野県長野市若里 7 丁目 6 番 5 号)
事業の概要	CD・DVD 等の販売店舗内の照明設備を高効率の照明器具に更新し、省エネ効果の促進を図る。
排出削減量の計画	2012 年度 19 tCO ₂ /年 2013 年度 98 tCO ₂ /年 2014 年度 89 tCO ₂ /年 2015 年度 89 tCO ₂ /年 2016 年度 81 tCO ₂ /年 2017 年度 78 tCO ₂ /年 2018 年度 78 tCO ₂ /年 2019 年度 78 tCO ₂ /年 2020 年度 63 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 673 tCO ₂)
J-クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 1 月 22 日 終了予定日 2021 年 1 月 21 日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

2. 本実績確認の対象期間

2013年4月1日～2015年3月31日（旧国内クレジット制度から通算で第2回目実績報告）

3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、運営規則等※に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されている。

排出削減量	208 tCO ₂ （2013年4月1日～2015年3月31日）
-------	---

※ 運営規則等

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要項」（Ver. 2.2）の第4章 4.3.2「制度移行に伴う経過措置」、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則」（平成24年5月18日改正、経済産業省・環境省・農林水産省）（以下「運営規則」という。）、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）」（Ver. 2.2）、「国内クレジット認証委員会規程類」、「承認排出削減方法論」、「承認排出削減事業計画」及び「国内クレジット制度モニタリング・算定・報告ガイドライン」（平成23年5月30日 国内クレジット認証委員会）

4. 実施した実績確認手続の概要

報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確かめるために、以下の実績確認手続を実施した。

要件	実績確認手続
排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること	1) 開始日の確認 承認排出削減事業計画の通り、2013年1月22日より当該事業が開始されており、本実績確認では前回の実績報告書の記載との一致を確かめた。 2) 対象期間中の設備稼働確認 本実績報告期間において、承認排出削減事業計画の通りの設備が導入され稼働していることを確かめるために関係者への質問、証拠書類（記録表）の閲覧を実施した。
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	1) モニタリング方法の確認 方法論及び承認排出削減事業計画の通り、モニタリングが実施されていることを確かめるために関係者への質問、証拠書類（記録表）の閲覧を実施した。 2) 活動量の正確性

	<p>方法論及び承認排出削減事業計画の通り、活動量が適切に記録、集計されていることを確かめるために証拠書類（記録表、集計表）の閲覧を実施した。</p> <p>3) 単位発熱量、排出係数等の係数の確認</p> <p>排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量、排出係数等の係数が、方法論、承認排出削減事業計画、「排出削減方法論について」別表及びJ-クレジット制度モニタリング・算定規程に従っていることを確かめるために当該書類との突き合わせを実施した。</p> <p>4) 排出削減量算定方法及び算定結果の確認</p> <p>事業実施後排出量、ベースライン排出量、排出削減量が正確に算定されていることを確かめるために、証拠書類（記録表、集計表）との突合、方法論及び承認排出削減事業計画にて定めた計算式との照合、計算過程と所定の計算式及び証拠書類との照合、検算を実施した。</p> <p>リーケージ排出量について、承認された排出削減事業計画通りリーケージは無いことを確かめるために関係者等への質問を実施した。</p>
算定期間が 2013 年 3 月 31 日を超えないこと	—

5. 特記事項

排出削減量に相当する省エネルギー量について、原油換算で 94.1 kl であることを証拠書類（測定記録、集計表）との照合及び検算により確かめた。